

議案第57号

葛飾区区民事務所の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月6日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

新小岩北区民事務所の位置を改め、その名称を新小岩区民事務所とする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区区民事務所の設置に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区区民事務所の設置に関する条例（平成12年葛飾区条例第68号）の一部を次のように改正する。

第1条中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改める。

別表中

「

〃 新小岩北区民事務所	〃 東新小岩六丁目21番1号
-------------	----------------

」を

「

〃 新小岩区民事務所	〃 新小岩一丁目45番1号
------------	---------------

」に改める。

付 則

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。